

令和3年度 事業計画書

【 基本方針 】

公益財団法人横須賀市健康福祉財団は、横須賀市に居住する在宅の療養者や要介護者等が住み慣れた地域で自立した日常生活を送ることができるよう、一般市民を対象とした在宅ケア講演会、地域包括支援センター運営事業、居宅介護支援事業、訪問看護事業及び訪問介護事業等を実施することにより、市民の健康の保持増進及び福祉の向上に寄与することを使命としています。

国においては、少子高齢化の急速な進展や2025年問題などを踏まえて、社会保障の充実・安定化とそのため安定財源確保と財政健全化の同時達成を目指す「社会保障と税の一体改革」に取り組んでいます。

また、現在流行している新型コロナウイルス感染症から国民のいのちや生活を守るために、ウィズコロナ時代に対応した保健・医療・介護などの社会保障を構築していくことを重点的な課題としています。

当財団においては、これらの国の動向を注視しつつ、公益財団法人として果たすべき役割とその重要性を踏まえ、令和3年度も横須賀市、横須賀市医師会及び神奈川県看護協会との連携を深めるとともに、その他関係諸団体との連携も図りながら、市民の健康の保持増進及び福祉の向上に努めていきます。

【 事業内容 】

1 看護、介護講演会等事業

(1) 一般市民を対象とした在宅ケア講演会（年2回）の実施

- ① 時期 (前期) 6月 (後期) 11月
- ② 場所 前期・後期ともに ヴェルクよこすか (予定)
- ③ 定員 前期・後期ともに 200人
- ④ 費用 無料
- ⑤ その他 横須賀市との共催

(2) 介護支援専門員（ケアマネジャー）等を対象とした在宅療養セミナー（年3回）の実施

- ① 時期 開催月を調整中（年度前半を予定）
- ② 場所 ヴェルクよこすか（予定）
- ③ 定員 150人程度

- ④ 費用 無 料
- ⑤ その他 横須賀市との共催

(3) 介護職員（ホームヘルパー）等を対象とした在宅療養セミナー（年3回）の実施

- ① 時期 開催月を調整中（年度後半を予定）
- ② 場所 ヴェルクよこすか（予定）
- ③ 定員 150人程度
- ④ 費用 無 料
- ⑤ その他 横須賀市との共催

2 高齢者看護相談事業

高齢者の看護・介護等の方法について、電話相談及び訪問相談を随時実施します。

- ① 対象者 ねたきり高齢者を看護・介護する家族等
- ② 相談日 平日の午前8時30分～午後5時
- ③ 費用 無 料

3 地域包括支援センター運営事業

横須賀市との業務委託契約に基づき、地域で暮らす高齢者を介護、福祉、健康、医療などさまざまな面から総合的に支援するため、地域包括支援センターにおいて、次の事業を実施します。

(1) 地域包括支援センター受託事業

地域包括支援センターは、本事業の目的に沿って、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援するため、次の4つの事業を地域において一体的に実施します。

① 総合相談業務

高齢者等の相談を総合的に受け止めるとともに、高齢者に対してどのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービス、機関又は制度の利用につなげるなど、総合的に支援します。

(ア) 地域ケア会議推進事業(平成27年度から)

高齢者が住み慣れた地域で安全に安心して暮らしていくために、多職種協働による個別ケースのケアマネジメント支援のための実務者レベルの地域ケア個別会議を開催するとともに必要に応じて、そこで蓄積され

た手法や地域課題を関係者と共有するための包括的ケア会議を開催します。

(イ) 在宅医療・介護連携推進事業(平成 27 年度から)

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療機関と介護事業所等の関係者(多職種)との協働・連携を推進することを目的とした体制づくりに協力し必要な支援を行います。

② 権利擁護業務

高齢者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための事業やその他高齢者等の権利擁護に必要な支援を実施します。

(ア) 認知症総合支援事業(平成 27 年度から)

認知症高齢者及び若年者認知症の人に対して早期発見、早期対応を行うため、有効なサービスの提供と地域における認知症の理解と支援体制の構築を図るとともに認知症初期集中支援チームによる支援に協力します。

③ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

介護予防サービス計画の作成及び支援困難事例に関する介護支援専門員への助言や支援を行うとともに、介護支援専門員が中心となって包括的・継続的ケアマネジメントが実践できるよう環境面を整備する間接的な支援を実施します。

④ 介護予防マネジメント業務

現在は自立生活をしている高齢者等に対し、要介護状態等になることを予防するため、その心身の状況等に応じて介護予防事業その他の適切な事業が包括的かつ効果的に実施されるよう必要な支援を実施します。

(ア) 生活支援体制整備事業(平成 27 年度から)

多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図ることを目的とした事業に必要な業務を行います。

(2) 介護予防支援事業

① 介護予防サービス・支援計画の作成

要支援認定者が自立して生活できるよう支援するためのケアプランを作成します。

ア 対象者 介護保険法による要支援認定者等

イ 利用見込数 (月平均) 84人

② 介護予防ケアマネジメントの作成

生活機能低下の見られる高齢者が介護予防・生活支援サービス事業を利用して、自立した日常生活を営むことができるよう支援するためのケアプランを作成します。

ア 対象者 基本チェックリストで生活機能低下の見られる
高齢者及び総合事業を利用する高齢者

イ 利用見込数 (月平均) 145人

③ 居宅介護支援事業所への業務委託

居宅介護支援事業所に業務委託して作成された介護予防サービス・支援計画案の内容チェックを実施します。

ア 委託事業所数 21事業所

イ 委託対象者数 (月平均) 70人

(3) その他の地域支援事業

地域とのネットワークの構築のため、さまざまな啓発活動及び広報活動の一環として地域型介護予防教室等を開催します。

開催見込回数 (年間)

ア 地域の底力アップ教室 4回

イ 地域介護予防教室 8回

ウ 地域型介護予防サポーター養成講座 1クール(3回コース)

4 居宅介護支援事業

要介護者、要支援者が介護サービスを利用し、住み慣れた地域や家庭で生活ができるよう支援します。

(1) 介護予防支援事業

各地域包括支援センターから委託された要支援認定者の介護予防サービス計画作成に係る業務を実施します。

① 対象者 介護保険法による要支援認定者

② 利用見込数 (月平均) 14人

(2) 居宅介護支援事業

要介護1～5の利用者の意向と心身の状態に合った介護サービス計画の作成に係る業務を実施します。

① 対象者 介護保険法による要介護認定者

② 利用見込数 (月平均) 245人

5 訪問看護事業

病気や障害をもった人が、住み慣れた地域や家庭で療養生活を送れるよう、看護師が訪問し、療養上の世話及び必要な診療の補助を実施します。

(1) 対象者

① 介護保険

病状が安定期にあり、指定訪問看護が必要であると主治医が認めた要介護者や要支援者

② 医療保険

次に該当し、かつ主治医から訪問看護が必要と認められた者

(ア) 40歳未満の者

(イ) 40歳以上65歳未満の16特定疾病（初老期認知症、脳血管障害等の老化に起因する疾病によるもの）患者以外の者

(ウ) 40歳以上の16特定疾病患者又は65歳以上の者であって、要介護者要支援者でない者

ただし、要介護者等であっても、次の場合は対象とします。

- ・末期の悪性腫瘍など「厚生労働大臣が定める疾病等」に該当する場合
- ・特別訪問看護指示書が交付された場合（急性増悪などのケース）

(2) 訪問看護の内容

① 健康状態の観察

② 療養上の世話に関すること

- ・食事（栄養）の管理・援助
- ・排泄の管理・援助
- ・清潔の管理・援助
- ・ターミナルケア
- ・認知症の看護

③ 服薬管理・指導

④ 診療の補助に関すること

じょく瘡の処置、カテーテルの管理等の医療処置

⑤ リハビリテーションに関すること

⑥ 家族支援に関すること

家族への療養上の指導、相談、家族健康管理

(3) 利用見込数 (月平均) 210人

① 介護保険

・介護予防	4人
・介護保険	96人
② 医療保険	110人

6 訪問介護事業

身体上又は精神上的の障害等により日常生活を営むことに支障があり、在宅で介護等を必要とする方に生活全般にわたる援助を行うため、訪問介護員の派遣による必要な介護サービス及び障害者への計画相談サービスを実施します。

(1) 介護保険法等によるサービス

① 第1号訪問事業(平成28年1月から開始した総合支援事業の一つ)

要支援状態あるいは生活機能低下が見られる利用者が要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう生活全般の支援をします。

ア 対象者	介護保険法による要支援認定者等
イ 利用見込数	(月平均) 28人

② 介護保険訪問介護事業

要介護状態になった場合でも、その利用者が可能な限り在宅で日常生活を営むことができるよう生活全般の支援をします。

ア 対象者	介護保険法による要介護認定者
イ 利用見込数	(月平均) 87人

(2) 障害者総合支援法によるサービス

① 居宅介護事業

障害者及び障害児が適性に応じ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう生活全般の援助をします。

ア 対象者	障害者総合支援法により決定された者
イ 利用見込数	(月平均) 95人

② 重度訪問介護事業

常時介護を要する重度障害者が、日常生活又は社会生活を営むことができるよう生活全般の援助をします。

ア 対象者	障害者総合支援法により決定された者
イ 利用見込数	(月平均) 0人

③ 同行援護事業

視覚障害により、移動に著しく困難を有する障害者等の外出時に同行、移動に必要な情報を提供すると共に、移動の援護その他外出する際に必要となる援護をします。

ア 対象者 障害者総合支援法により決定された者
イ 利用見込数 (月平均) 32人

④ 移動支援事業

利用者の自立と社会経済活動への参加を支援するため、市が実施する移動支援ヘルプサービスを提供します。

ア 対象者 障害者総合支援法により決定された者
イ 利用見込数 (月平均) 39人

⑤ 特定相談支援事業

障害福祉サービス等の利用に当たり、サービス等利用計画を作成、一定期間ごとにモニタリングを実施し、必要に応じてサービス等利用計画の見直しを行うことにより、利用者を支援します。

ア 対象者 障害者総合支援法により決定された者
イ 利用見込数 (月平均) 10人

(3) 横須賀市の委託によるサービス

① 育児支援ヘルパー派遣事業

横須賀市の「育児支援家庭訪問事業実施要綱」による事業

ア 対象者 横須賀市で派遣決定した者
イ 利用見込数 (月平均) 1人

② 子育て支援ヘルパー派遣事業

横須賀市の「子育て支援ヘルパー派遣サービス事業実施要綱」による事業

ア 対象者 横須賀市で派遣決定した者
イ 利用見込数 (月平均) 2人

(4) 自費によるサービス（みはる介護サービス）

財団独自のサービスで介護保険法・障害者総合支援法等で対応できないサービスを提供します。

(病院内の介助、入院の付き添い、認知症の方の見守り・同居家族の家事援助等)

ア 対象者 市内在住で、希望のある者
イ 利用見込数 (月平均) 28人